

番号	年月日	サービス種別	質問内容	回答
1	2025/3/4	全サービス共通	サービスを運営する事業所とは別の者が、建物を所有する場合、施設整備費に係る補助は対象にはならないか。	募集要項（３（４））に記載のとおり、補助対象とはなりません。
2	2025/3/4	全サービス共通	「応募書類一覧」のうち資金関係に係る区分15及び16に「寄付」関係の資料があるが、市に寄付が必要ということか。	市への寄付は必要ありません。 対象サービス事業所の整備・運営に当たり、個人や団体等から寄付を受ける場合を想定しております。
3	2025/3/5	全サービス共通	募集条件の完了時期について、要項では令和８年３月３１日までとあるが、着工まで時間がかかることから完成時期が少し遅れるため、令和７年度中に工事着工すれば完成が令和８年度にずれ込んでよいのか。	募集要項（３（１））に記載のとおり、完了時期は、令和８年３月３１日までとなっております。
4	2025/3/10	全サービス共通	上記３について、以前伺った時の見解と違うようである。当時は男性に対応していただいた。少し柔軟な対応をしていただけると助かるのだが。	工事着工後に当初想定できなかった不測の事態が生じた際には、年度をまたぐ繰越での対応をすることはありますが、当初契約から繰越を見込んだ工事の工期設定は想定しておりません。 ご理解の程、よろしくお願いいたします。
5	2025/3/19	認知症対応型共同生活介護	河内（河内中学校区）地区内の土地探しをしているが見つからない。宇都宮市内の別の土地で申請準備をしても問題ないか。	河内地区等の「募集圏域」における整備を優先としておりますが、それ以外の場所での申請も可能です。
6	2025/3/19	全サービス共通	募集要項（９（５））に記載の「本市の手続きに準拠した入札及び契約等」について、それが確認ができる資料はどこで確認できるか。また、公募申請の段階で設計業者に依頼する場合も入札が必要か。	整備事業者として選定された後の契約につきましては、本市の手続きに準拠していただくことになるため、選定された事業者へマニュアル等を送付させていただく予定です。 なお、設計業者の選定にあたっては、入札による方法等までは求めておりません。
7	2025/4/7	認知症対応型共同生活介護	エレベーターを設置予定だが、何人乗りやストレッチャー対応などの設備基準はあるか。	「宇都宮市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」においては、エレベーターに係る設置基準はありません。 なお、施設整備に当たっては、「やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例施行規則」などを参考にしてください。
8	2025/4/7	全サービス共通	建築確認申請においての用途は寄宿舍・有料老人ホームとありますがどの用途になりますか。建築指導課さんと絡むかと思いますが重要な項目となります。	用途等につきましては、都市計画課及び建築指導課等へご確認ください。 なお、募集要項にも記載のとおり、土地及び建築物等、計画全体に係る関係法令の遵守については、各関係課へご確認ください。各関係課については、「別紙様式b」の「関係所管課等事前協議確認票」によりご確認ください。
9	2025/4/24	全サービス共通	応募書類は正本１部、副本９部で、副本はコピー可とのことですが、証明書類（登記事項証明書、公図等）についても同様と考えてよいのか。	貴見のとおりです。

10	2025/4/24	全サービス共通	「老人保健福祉施設整備計画概要書」の中で、総事業費の欄があるが、入札時に誤差が生じた場合には、修正対応と考えてよいか。	計画概要書に記載する総事業費は、計画段階のものとなっております。入札により計画時の金額と変更が生じた場合であっても、再度計画概要書を提出いただく必要はございません。
11	2025/4/24	全サービス共通	「老人保健福祉施設整備計画概要書」に記載する各種面積について、確認申請等の行政手続き中に調整が生じた場合は、修正対応と考えてよいか。	募集要項に記載のとおり、応募書類の受付以降における差替及び再提出は原則として認めておりません。また、整備事業者として選定後の整備計画の変更は、原則認められません。利用者サービスの向上につながるものや、事業所の実施設計に伴う等やむを得ないもので審査結果に影響を与えないもののみ、本市と協議の上、認めることとしております。
12	2025/4/24	全サービス共通	「面積表」に「木材使用の有無」の欄があるが、各室において部分的な使用においても「有り」と判断してよいか。または本内容は仕上材のみと考え、下地材は考慮しないと考えてよいか。	仕上材に使用している木材に限定していないため、全て記載してください。また、特筆すべき事項等がございましたら、備考欄もご活用ください。
13	2025/4/24	全サービス共通	「事業に係る収支計画書」の３年分とは、令和３～５年度と考えてよいか。	事業開始後の３か年分（令和８年度、９年度、１０年度）に係る収支計画となります。
14	2025/4/24	全サービス共通	「指導監査など実施による指導（調査）に係る改善を要する事項に対する報告書の写し」とは、運営指導と考えてよいか。	運営指導や監査等となります。
15	2025/4/24	全サービス共通	「社会福祉法人調書」の中で、「施設名」「施設種別」「定員」「施設所在地」については、今回の公募施設（認知症対応型共同生活介護）の内容を記入すればよいか。	貴見のとおりです。

16	2025/4/24	認知症対応型共同生活介護	厚生労働省による「指定地域密着型サービス及び指定密着型介護予防サービスに関する基準について」の基準第93条において、「居間、食堂及び台所については、それぞれ共同生活住居ごとの専用の設備でなければならない。」とあります。整備する3つのうち、2つのユニットの居間・食堂の間に「可動間仕切」壁を設置し、随時開放できるような構造は問題ないでしょうか。	「可動間仕切」の設置は可能です。ただし、常時開放した状態で運営することは、認めておりません。
17	2025/4/24	認知症対応型共同生活介護	厚生労働省による「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」の第93条第2項において、「共同生活住居は、その入居定員を5人以上9人以下とし、居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備、その他非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けるものとする。」とあります。この中に「浴室」が含まれていますが、ユニット毎の専用設備である必要はありますか。（ユニット毎に浴室を設けますが、入所者が自分のユニット以外の浴室を使用して問題ないでしょうか。）	基本的にはユニット毎に利用していただきます。ただし、機械浴などの特殊な浴槽を設置する場合等については、妨げません。
18	2025/4/24	認知症対応型共同生活介護	前記の必要な設備の中には、管理部門についての記述はありませんが、洗濯室や汚物処理室等の主に職員が使用する部屋については、ユニット毎ではなく、共通設備と考えてよいでしょうか。	貴見のとおりです。
19	2025/4/24	認知症対応型共同生活介護	厚生労働省による「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」の第93条第3項において、「1の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合には、2人とすることができるものとする。」とありますが、2室を可動間仕切で仕切り、入所者の状況に応じて、1人部屋と2人部屋を切り替え可能にしてもよいでしょうか。	可動式間仕切にすることは可能です。ただし、事業者の都合により一方的に2人部屋として利用することはできません。
20	2025/4/24	認知症対応型共同生活介護	玄関については、ユニット毎に整備するという記述は見当たりませんが、状況に応じて共通エントランスという考え方をしてもよいでしょうか。（エントランスは共通ですが、それ以降は廊下でユニット毎に分かれる、といった考えでも問題ないでしょうか。）	貴見のとおりです。